

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

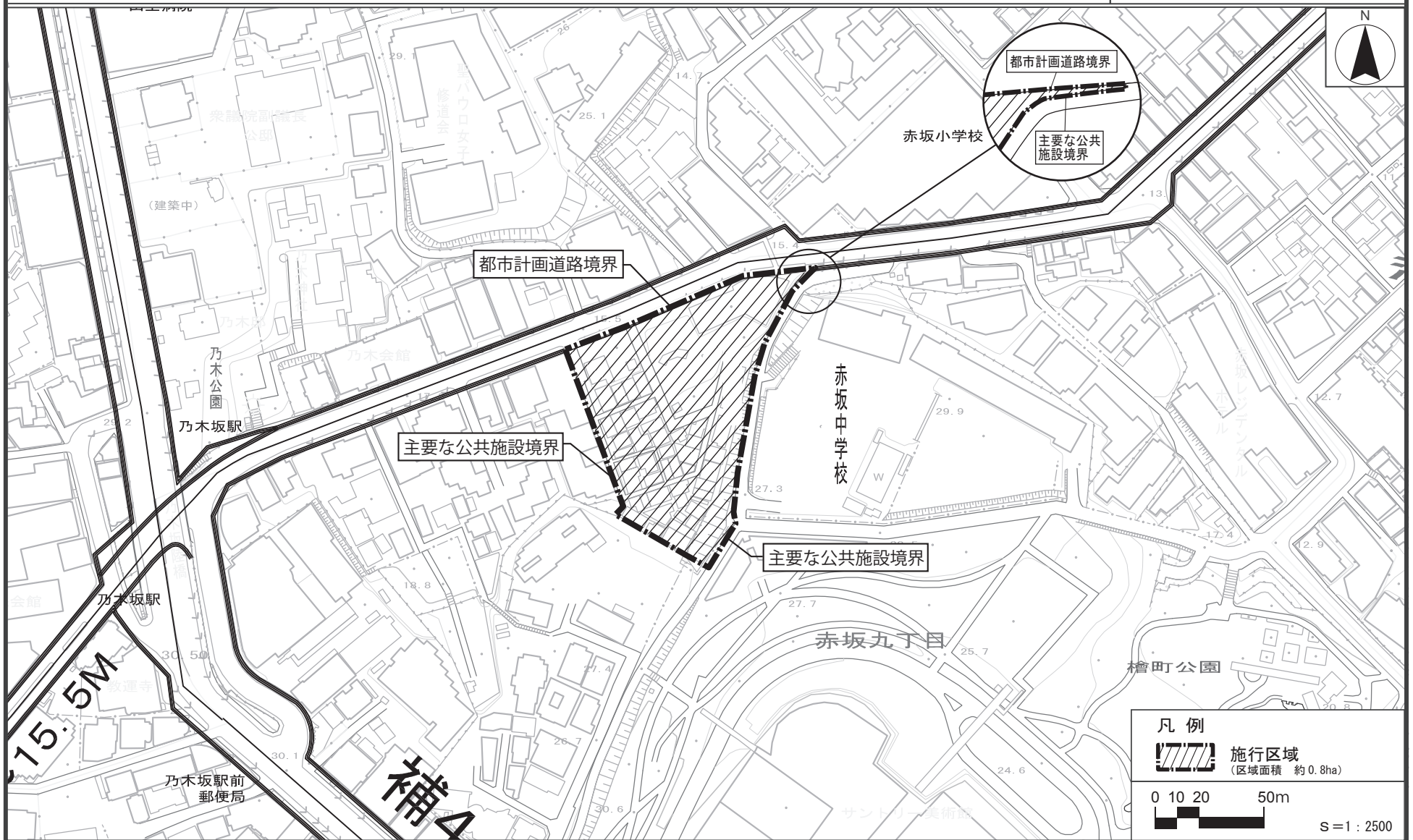
名 称		赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.8ha				
公共施設の 配置及び規模	その他の 公共空地	種 別	名 称	規 模	備 考	
		道路	歩行者専用道路3号	幅員4m、延長約120m	新設	
		公園	児童遊園	約1,540㎡	新設	
		その他の 公共施設	歩行者専用道路緩衝帯	約900㎡	再整備	
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	建築物の高さの限度	備考
		約1,890㎡	約44,700㎡ (約29,400㎡)	住宅、公益施設、駐車場	高層部：170m	建築物の高さは T.P.17mからとする。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約4,670㎡	<ul style="list-style-type: none"> 赤坂通りと外苑東通りにつながるバリアフリーな歩行者動線となる歩行者通路4号を整備する。 児童遊園と一体となった公共空地2号を整備する。 			
住宅建設の目標		戸数	面 積	備 考		
		約330戸	約24,700㎡			
参 考		再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新を図り、地域の防災性の向上とともに隣接地区と一体的となった複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

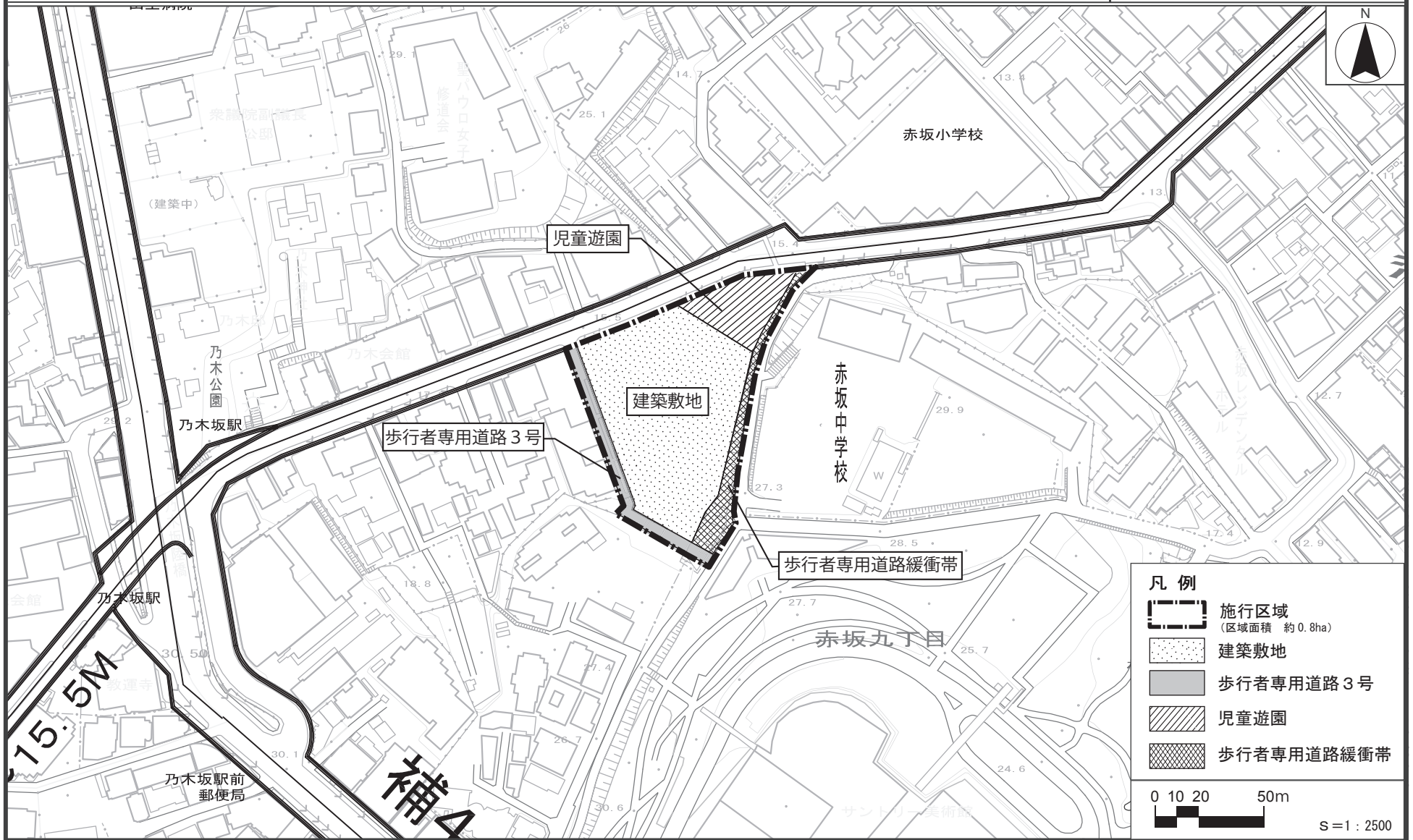
東京都市計画第一種市街地再開発事業
赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業 計画図 1 施行区域図

[港区決定]



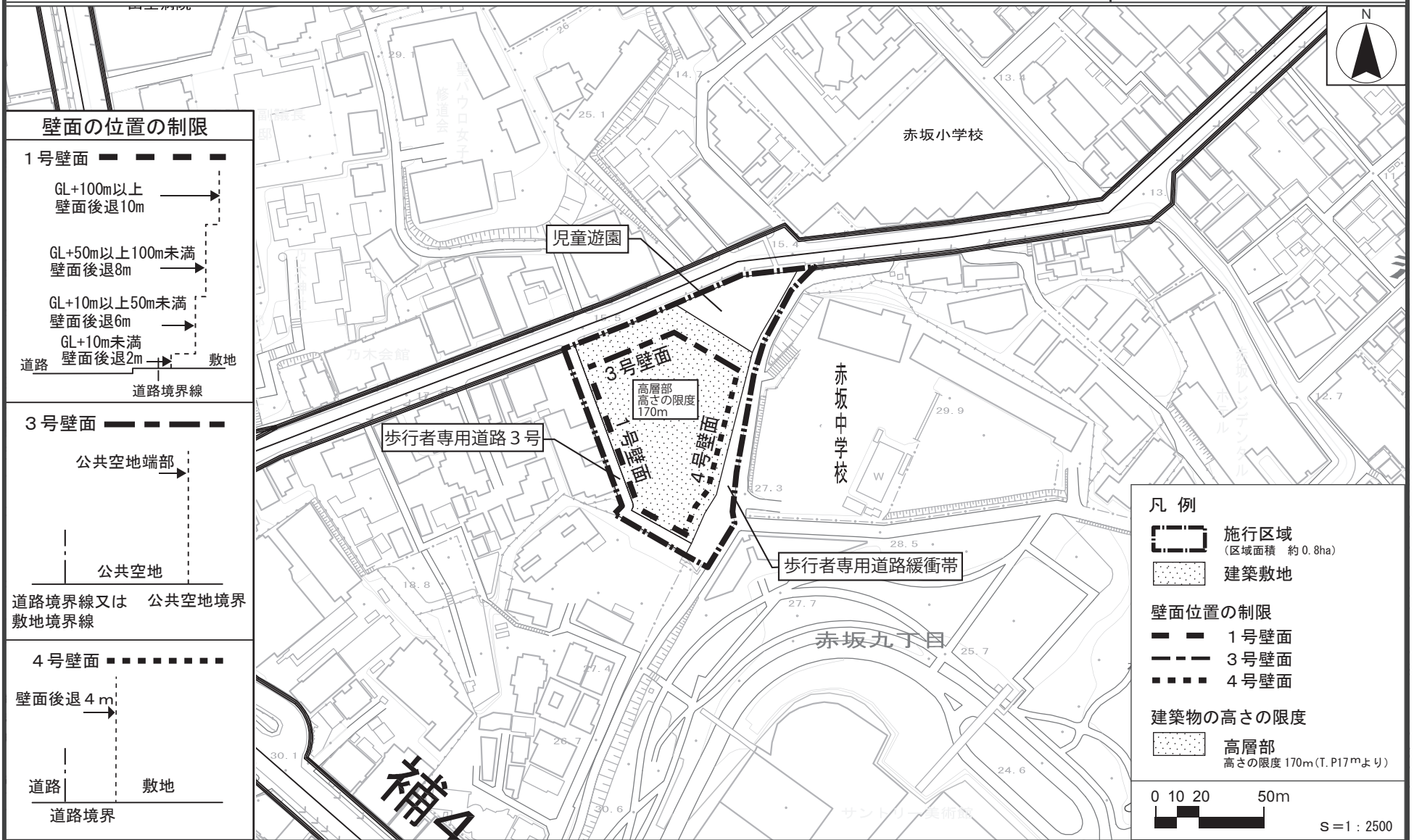
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2、500地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)24都市基交測第49号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2、500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)24都市基街測第71号、平成24年8月3日
この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している。(承認番号)MMT利許第039号-14

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業 計画図2 公共施設配置図 [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 24都市基交測第49号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 24都市基街測第71号、平成24年8月3日
 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している。(承認番号)MMT利許第039号-14

東京都市計画第一種市街地再開発事業 建築物の高さの限度
 赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業 計画図3 及び壁面の位置の制限図 [港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 24都市基交測第49号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2, 500地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 24都市基交測第71号、平成24年8月3日
 この背景の地形図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している。(承認番号)MMT利許第039号-14